

企業会計基準委員会御中

最初に、質問事項の回答をいたします。

質問1（回答者の属性）：

大手監査法人を退職し、現在、上場会社の社外役員等に就任。個人会計事務所登録の公認会計士

質問2（検討の進め方）：

わが国の上場企業全てに、やがて I F R S が強制適用されることを念頭において、できるだけ生の I F R S に近い形での開発をされたい。

しかし、I F R S は、ルールベースではないが故、企業の実務に配慮されていない部分があったら、日本の基準がルールベースの先駆けとなるような仕掛けをしてもらいたい。

言ってみれば、私の今回の本論「第15号について、「単一の契約」として会計処理するより、個々の契約に沿った会計処理にする」方が、経済実体の生の姿を表し易いのではないかという私の考え方の方が企業実務に馴染むと考えているので、そうした会計処理が A S B J を通じて国際標準になるのであれば、我が国の指導性が発揮できるのではないかと考えています。

その意味では、上記以上に、繰延税金資産の回収可能性につき今般公表された基準（旧66号）をもう少しアレンジすれば、I F R S のルールベースでの規範になり得るのではないかとさえ思っています。

なお、個人的には、修正国際基準のような位置付けのようなものには、反対です。何故なら、国際会計基準への準拠パターンは一つだけにした方が単純でよいと考えているからです。日本の企業が I F R S と日本基準以外にも、準拠できる基準があるというのは、財務諸表利用者を混乱させるだけではないかと考えています。

質問3（予備的に識別した論点）

17個の論点に整理された点を、有難く思います。

質問4（その他の論点）

他に論点として認識するものではありません。

質問5（開示に関する意見）

そこまで、十分に検討しておりません。ただし、"I F R S に忠実に"と思っているので、コストの問題があっても、できるだけ、I F R S の求める注記については取り入れる方がよ

いとの立場です。

では、本論につき、添付メールをご覧ください。

(高山秀廣)

企業会計基準委員会御中

平成28年5月9日

公認会計士 高山秀廣

収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見

貴委員会が I F R S 第 1 5 号を踏まえて、収益認識に関する包括的な会計基準を開発するにあたって、考慮願いたい点について、以下に申し述べます。

I F R S 第 1 5 号については、第 1 7 項に定めるステップ 1 に定める「単一の契約」について実務上の危惧を感じています。

第 1 5 号 1 7 項においては、同一の顧客と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約が一定の要件に該当する場合には、契約を結合して「単一の契約」とすることを義務付けています。

つまり、これは、全ての契約をグルーピングすることに等しく、実務上非常に問題含みだと思われまます。その論拠を下記します。

ここにおける結論は極めて単純です。グルーピングなどせずに、あくまでも「個々の契約毎に会計処理する」です。

論拠：

- ① まず、グルーピングのためには、獲得した各契約の同一時期性、同一要件性についての判断が必要になる。これに対して、個々の契約のままであれば、その属性に従って、ある意味判断なしで（裸のまま）会計処理ができる。
- ② その後契約内容に変更があった場合のことを考えると、どこのグループに属していた契約であるのかをデータの中から探し出さなければならない。契約の変更内容次第では、そのグルーピングから外さなければならないことも起こり得る。これに対して、個々の契約に沿った会計処理をしているならば、グルーピングに遡らなくてもよいので、契約変更時の処置がはるかに楽である。
- ③ 個々の契約件数がいかに大量にあらうとも、その個々の状況把握や集計には、現代の I T 技術をもってすれば、何ら面倒なことはない。その意味では、グルーピングという工程を入れてもデータ処理的にはさしたる問題はないといえる。しかし、グルーピングという工程を付加することの意味は、上述のように、判断の要素が加えられ、却って会計処理の統制を複雑なものにすることに繋がるしかないということである。

よって、現行 I F R S を踏まえて収益認識に関する包括的な会計基準を開発するのであれば、グルーピングというフィルターを入れずして、個々の契約を直接反映した会計処理ができるように願いたい。